

第2次トランプ政権の追加関税措置

2025年6月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

< 目次 >

I.	背景・経緯.....	2
II.	トランプ大統領が表明または賦課している追加関税の全体像（5月17日まで）.....	2
III.	法的根拠.....	2
A.	国際緊急経済権限法（IEEPA）.....	3
B.	国家緊急事態法（NEA）.....	4
C.	1962年通商拡大法 232 条.....	4
D.	1974年通商法 301 条.....	5
IV.	米連邦議会、産業界、その他の反応.....	5
A.	連邦議会の反応.....	5
B.	産業界、労働組合などの反応.....	6
C.	カリフォルニア州などによる訴訟提起.....	7
V.	課題や問題点.....	7
A.	大統領の権限との整合性.....	7
B.	WTO との整合性.....	8
VI.	日本・日系企業の視点から見た留意点・注意点.....	8
A.	追加関税動向のモニター体制の強化およびロビイング.....	8
B.	法令順守体制の強化.....	9
C.	契約上の権利義務の確認.....	10
添付文書 A.....		11

はじめに

本レポートでは、2025 年 1～5 月に発表された第 2 次トランプ政権の追加関税措置について、法的根拠に照らし合わせながら解説しています。本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2025 年 6 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
ニューヨーク事務所

I. 背景・経緯

ドナルド・トランプ大統領は、大統領選挙期間中から、自らが大統領に選任されれば関税を活用する政策を展開していくと繰り返し遊説していた。2025 年 1 月 20 日の政権発足以降、第 2 次トランプ政権は立て続けに、その公約を実施する追加関税措置を表明、実施している。本レポートは、同政権がこれまで表明、実施している各種追加関税措置の全体像を整理し、これら追加関税の法的根拠、政策目的、米連邦議会の反応、課題や問題点、日本・日系企業の視点から見た留意点などを紹介する。

II. トランプ大統領が表明または賦課している追加関税の全体像（5 月 17 日まで）¹

第 2 次トランプ政権発足以降、これまでに発表されている各種追加関税は、対外的に説明している賦課の理由、目的などにより、以下の 3 種類に分類できる。

- (1) 米国への違法な麻薬などの流入を阻止するための措置としての特定国（カナダ、メキシコ、および中国）を対象とする追加関税、
- (2) 米国の安全保障上の危害となり得る特定品目の米国への輸入に対する措置としての追加関税、
- (3) 米国の貿易赤字の是正、または、米国の貿易相手国の関税やさまざまな非関税障壁などに対抗するための相互関税（reciprocal tariffs）。

上記(1)の追加関税は、主として 2 月 11 付の大統領令によるもので、対象はカナダ、メキシコおよび中国からの輸入品に限定されている。

上記(2)の追加関税は、1962 年通商拡大法 232 条（後述）の手続きに基づき、米国の安全保障上の脅威になり得ると商務長官が認定し、それを踏まえ大統領が決定した輸入制限措置として追加関税が賦課されるもので、5 月 7 日までに、全世界からのアルミニウム製品、鉄鋼製品、自動車、自動車部品の輸入に対して 25%の追加関税が適用されている。

上記(3)の相互関税は、トランプ政権が問題視している米国の恒常的かつ増大を続ける貿易赤字の是正を図るために賦課されるもので、4 月 2 日に発令された大統領令（EO 14257）により、原則として全世界からの全製品の輸入に対して、4 月 5 日から一律 10%のベースライン関税が賦課されている。EO14257 の付属書 I（Annex I）で特定された日本を含む 57 の国および地域から輸入される製品に対しては、国・地域ごとに異なる相互関税率が設定されている。例えば、日本から米国に輸入される製品に対しては、24%の相互関税が課される。国・地域別の相互関税の執行は、4 月 10 日から 90 日間、一時停止されている。

III. 法的根拠

トランプ大統領が発表した上記の追加関税措置は、さまざまな法令を根拠として賦課されている。追加関税措置の根拠となっている主要な法令のポイントは、次のとおり。

¹ 第 2 次トランプ政権発足以降発表された追加関税に関する各種行政措置などは添付文書 A を参照。トランプ大統領は、ホワイトハウスのウェブサイトのみならず、Truth Social などのソーシャルメディアなどを通じて関税に関連するさまざまなコメントを発信しているが、添付文書 A では、ホワイトハウスのウェブサイトを通じて発表された関税に関連する文書に限定している。

A. 国際緊急経済権限法（IEEPA）

上記 II で述べた追加関税措置のうち、(1)のカナダ、メキシコおよび中国からの輸入品目に対する追加関税、(3)の全世界からの輸入品目に対する相互関税の根拠となっているのは、1977 年国際緊急経済権限法（IEEPA）² だ。

IEEPA は、「その全部もしくは重要な部分が米国外に起因し、米国の国家安全保障、外交政策、もしくは経済に対する、異常で重大な脅威」に対し、大統領が「国家緊急事態」宣言を行った場合、大統領は外国為替取引、通貨および有価証券の輸出入の規制・禁止、米国の管轄下にある外国もしくは外国人の資産の凍結もしくは取引を、捜査、規制、または禁止などする権限を行使できる旨を規定している。さらに、米国が、外国もしくは外国人と交戦状態に至った場合、または、外国もしくは外国人による武力攻撃を受けた場合、大統領は米国のために、それに関連する外国や外国人の資産を没収、その他の処分をすることができると規定している。³

また、IEEPA では、同法により大統領に与えられている上述の権限は、大統領が国家緊急事態を宣言した異常で重大な脅威に対処するためのみに行使することができ、その他のいかなる目的のためにも行使することはできない旨規定している。⁴

大統領が、特定の国家緊急事態の宣言に基づき IEEPA で認められている特定の権限を行使した場合、大統領は直ちに連邦議会に対し、権限行使が必要な理由、宣言を行った状況がなぜ異常で重大な脅威をもたらしているのかなどについて報告を行い、また、その後、少なくとも 6 カ月ごとに、大統領が取った措置について報告することが義務付けられている。⁵

ただし、連邦議会が、国家緊急事態法（NEA、後述）の規定に従って国家緊急事態を終了させた場合、大統領は、IEEPA に基づく権限の行使を継続できない。⁶

IEEPA は、これまで、米国の各種経済制裁措置の一環として、米国からの輸出や特定国・地域などから米国への輸入制限・禁止を含む広範囲な取引の規制の根拠として用いられてきている。しかし、トランプ大統領が、カナダ、メキシコ、中国に対する追加関税や相互関税の根拠として IEEPA を明示するまでは、IEEPA が米国への輸入品に対する関税賦課の根拠法として使用されたことはなかった。このため、トランプ大統領による追加関税の賦課に反対する一部の関係者は、「IEEPA は大統領に外国からの輸入品に関税を賦課する権限は与えておらず、大統領が IEEPA に基づき関税を賦課することは越権行為であり無効だ」と主張している。

² The International Emergency Economic Powers Act of 1977, 50 U.S.C. §§ 1701 et seq.
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter35&edition=prelim>

³ 50 U.S.C. § 1701 および § 1702.

⁴ 50 U.S.C. § 1701 (b).

⁵ 50 U.S.C. § 1703 (b).

⁶ 50 U.S.C. § 1706 (b).

B. 国家緊急事態法（NEA）

1976年に制定された国家緊急事態法（NEA）⁷は、大統領が国家緊急事態を宣言し、国家緊急時に行使が認められている特別な権限を行使する際の手続き、および、国家緊急事態宣言を終了させるための手続きを規定する連邦法だ。NEAにより、同法が制定された1976年当時に継続していた国家緊急事態は、原則としてNEA制定後2年後に終了した。

8

1976年のNEA制定以降、大統領が新たに国家緊急事態宣言を行い、法律で国家緊急事態宣言に基づき大統領が行使できると規定されている特別な諸権限を行使する場合、大統領は、その根拠となる法律を明示しなければならず⁹、国家緊急事態宣言について直ちに連邦議会に報告するとともに¹⁰、その後、6カ月ごとに、国家緊急事態の状況や大統領が追加的に行使した諸権限について、議会に報告を行わなければならない。

NEAに基づき大統領が宣言した国家緊急事態は、連邦議会上下両院による「国家緊急事態を終了させる共同決議（joint resolution）」が 대통령의署名を得て法律として制定された場合、または、大統領が独自に緊急事態の終了宣言を行った場合に終了する。¹¹

いずれにせよ、NEAに基づき大統領が行う、異常で重大な脅威に対する特定の国家緊急事態宣言は、連邦議会などの手続きにより終了された場合を除き、大統領が、当該国家緊急事態が大統領宣言から1年後も継続すると官報に公告をし、かつ、連邦議会に対して同様の通報を行わない限り、1年後に終了する。¹²

トランプ大統領は4月2日、IEEPAおよびNEAに基づき、国家緊急事態宣言を行い、EO 14257を発令することにより、IEEPAで規定されている諸権限の行使の一環として、相互関税を賦課した。そのため、今後、トランプ大統領が自ら国家緊急事態の終了を宣言するか、あるいは、連邦議会上下両院が、国家緊急事態を終了させる共同決議を採択し、同共同決議に大統領が署名すれば、国家緊急事態が終了することになり、IEEPAに基づく相互関税も、それに伴い、終了することとなる。また、大統領が1年後に国家緊急事態継続の旨の官報公告をしなければ、国家緊急事態は終了し、IEEPAに基づく相互関税も終了することになる。

C. 1962年通商拡大法 232条

1962年通商拡大法 232条¹³（以下「232条」）は、特定製品の輸入が米国の安全保障上危害となる恐れがあるかどうかを調査する権限を商務長官に与えている。調査の結果、商務長官が 대통령に対して、調査対象の製品の輸入量やその他の状況が米国の安全保障に危害をもたらしているとの報告を行った場合、大統領は、商務長官の見解に同意するか否か、

⁷ The National Emergencies Act of 1976, P.L. 94-412, 50 U.S.C. § 1601 et seq. <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid%3AUSC-prelim-title50-chapter34&saved=%7CKHRpdGxlOjUwIHNIY3Rpb246MTYwMSBlZGl0aW9uOnByZWxpbSkGT1IgKGdyYW51bGVpZDpVU0MtcHJlbGltLXRpdGxlnTAtc2VjdGlvbjE2MDEp%7CdHJlZXNvcnQ%3D%7C%7C0%7Cfalse%7Cprelim&edition=prelim>

⁸ 50 U.S.C. § 1601 et seq.

⁹ 50 U.S.C. § 1631.

¹⁰ 50 U.S.C. § 1621.

¹¹ 50 U.S.C. § 1622.

¹² 50 U.S.C. § 1622 (a).

¹³ The Trade Expansion Act of 1962. 19 U.S.C. § 1862 (b) - (c).

同意する場合には、輸入品がもたらしている効果に対抗するための、関税や輸入割当などを含むさまざまな措置を取る権限を与えている。

トランプ大統領が、2月10日の大統領布告（Proclamation）により、鉄鋼やアルミニウムなどに対して25%の追加関税を賦課した根拠法は232条となっている。

D. 1974年通商法 301条

「不公正な貿易慣行からの救済」と題する1974年通商法のタイトルIII¹⁴（一般に「301条」と呼ばれている）は、米国通商代表部（USTR）代表に、米国が当事者となっている貿易協定に基づく米国の諸権利を執行するため、貿易協定に違反している外国や、不当または不合理な行為を行い、米国の通商に負担を強いている行為などを調査し、そのような行為の存在を認定した場合には、(1)関税の賦課やその他の輸入制限、(2)貿易協定に基づく米国の譲許の停止もしくは撤回、または、(3)調査対象国との交渉により、問題となった行為や慣行を終了させるか、貿易上の便益を得る合意のための交渉を行う権限を与えている。

今後、トランプ政権が、301条に基づき行われる調査の結果を踏まえた外国に対する措置の一環として、追加関税の賦課を含む輸入制限措置を取る可能性は排除されない。

IV. 米連邦議会、産業界、その他の反応

A. 連邦議会の反応

トランプ大統領が4月2日に相互関税の賦課を発表して以来、連邦議会では、追加関税が米国経済にもたらし得る広範囲かつ深刻な影響を懸念し、主として民主党を中心に、その撤廃を求めたり、悪影響を軽減したりしようとする動きがみられる。しかし、これらの動きが近い将来、実際に追加関税の全面的撤廃をもたらす可能性は極めて低い。

上院では、NEAの規定に従って4月10日、6人の民主党、1人の共和党議員¹⁵が共同提案者となり、「全世界的関税の賦課のために宣言された国家緊急事態を終了させる共同決議」案（S.J.Res. 49）¹⁶が提出された。しかし、同決議案は4月30日、上院での決議に付され否決（反対50票、賛成49票）された。賛成票のほとんどは民主党議員により投じられたが、3人の共和党議員¹⁷の賛成票も含まれていた。

同趣旨の決議案は下院にも提出されたが¹⁸、同決議案の下院による決議を阻止する下院規則変更により、決議に付されない状態（実質的に廃案の扱い）となっている。¹⁹

¹⁴ The Trade Act of 1974. Title III, 19 U.S.C. § § 2411 - 20.

¹⁵ ロン・ワイデン（民主党、オレゴン州）、ランド・ポール（共和党、ケンタッキー州）、チャック・シューマー（民主党、ニューヨーク州）、ティム・ケイン（民主党、バージニア州）、ジーン・シャヒーン（民主党、ニューハンプシャー州）、ピーター・ウェルチ（民主党、バーモント州）、エリザベス・ウォレン（民主党、マサチューセッツ州）各上院議員。

¹⁶ <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-joint-resolution/49/text>

¹⁷ リサ・マコウスキー（アラスカ州）、スーザン・コリンズ（メイン州）、ポール各上院議員。

¹⁸ <https://larsen.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=2957>

¹⁹ <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-resolution/304>
<https://democrats-foreignaffairs.house.gov/2025/3/meeks-delivers-floor-remarks-on-speaker-johnson-preventing-a-vote-on-trump-s-tariffs>

上記のほか、エドワード・マーキー上院議員（民主党、マサチューセッツ州）ほか8人の民主党上院議員は5月5日、相互関税については、中小企業による輸入に際して、その適用を免除する法案（Small Business Liberation Act、S.1593）を提出した。²⁰

B. 産業界、労働組合などの反応

相互関税に関し、各種の米産業界を代表する団体の殆どは、それがもたらす米国内での価格上昇やサプライチェーンへの悪影響などへの懸念を表明している。

米国商工会議所は、相互関税の賦課の発表が予定されていた4月3日、トランプ大統領による発表を前に、プレスリリースを発出し、「われわれは、全米における全ての産業の、あらゆる規模の企業関係者から、広範囲な関税は、米国の消費者にとって価格上昇をもたらし、経済に害をもたらす増税であると聞いている。政策決定者に対して、現行の税制を延長し、バランスのとれた規制改革を推進し、米国のエネルギーの潜在能力を解放させるなど、成長を促進させるための課題を加速させるための努力に集中するよう、強く働きかける」などと述べた。²¹ 米国商工会議所は、追加関税措置により大きな影響を受けることが懸念されている米国の中小企業を支援するための関連情報の提供活動²²や、中小企業が救済を得られるようにするためのトランプ政権に対する働きかけなど、多方面にわたる活動を行っている。²³

全米外国貿易評議会（NFTC）は4月2日、「われわれは、米国内での製造業、農業、サービス、知識産業を成長させようとする大統領の方針を共有しているが、米国の関税を劇的に引き上げることが、この目的に反することになる」「大統領は、議会の監視を受けずに、大恐慌時代以降最も高いレベルに関税を引き上げようとしているが、これは、米国企業の競争力と全ての米国民の懐を危険に晒すことになる」との声明を発表した。²⁴

全米製造業者協会（NAM）は4月2日のプレスリリースで、「新たな関税がもたらす高いコストは、投資、雇用機会、サプライチェーンを脅かすことになり、それによって、米国が他の諸国との競争に勝ち、最高の製造超大国として指導力を発揮する能力にとっての脅威になる」²⁵とする声明を発表した。

米国労働総同盟・産業別組合会議（AFL-CIO）は4月2日に発表した声明で、「関税を戦略的に利用することは、われわれの産業を支援し国内の雇用機会を保護する上で効果的な道具となり得る。しかし、それには、われわれの製造基盤に投資し、労働者の組合を結成し集団交渉を行う基本的な諸権利の増進にコミットする政策が伴わなければならない。残念なことに、米国内の産業労働組合員の諸権利を攻撃し、米国の雇用機会のアウトソーシングを防ぐ政府機関を弱体化させ、米国内製造のための重要な投資を損なうトランプ政権の政策は、われわれの努力に逆行するものである。われわれは、今後とも、米国労働者の

²⁰ <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1593/text>

²¹ <https://www.uschamber.com/international/u-s-chamber-instead-of-tariffs-its-time-to-accelerate-pro-growth-agenda>

²² <https://www.uschamber.com/small-business/small-business-faq-what-you-need-to-know-about-tariffs>

²³ <https://www.uschamber.com/small-business/u-s-chamber-to-administration-small-businesses-need-immediate-relief-from-tariffs>

²⁴ <https://www.nftc.org/tariffs-jeopardize-the-competitiveness-of-u-s-businesses-and-the-pocketbooks-of-all-americans/>

²⁵ <https://nam.org/as-tariffs-hit-manufacturers-brace-for-impact-33695/?stream=issue-trade>

家族に不必要な経済的苦痛をもたらすことなく、労働者の利益を優先させる貿易政策を求めて戦い続ける」などと述べた。²⁶

C. カリフォルニア州などによる訴訟提起²⁷

トランプ大統領が IEEPA などに基づき発令した一連の大統領令により賦課される追加関税に関し、カリフォルニア州政府およびギャビン・ニューサム同州知事は 4 月 16 日、IEEPA が大統領に関税を賦課する権限を与えていないことなどを理由に、IEEPA を根拠として大統領が賦課した関税は違法であり、無効であることを確認するとともに、それを施行する連邦政府機関による追加関税の賦課の差し止めを求める民事訴訟を、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に対して提起した。²⁸

カリフォルニア州に続き、ニューヨーク州を含む 12 の州政府²⁹は 4 月 23 日、トランプ政権の IEEPA に基づく各種追加関税の賦課は越権行為であり、権力分立の原則に反することなどを理由に、これらの追加関税が法律に反するものであることの確認を求めるとともに、その施行の差し止めなどを求める訴訟を、米国国際貿易裁判所（CIT）に対して提訴した。³⁰ この訴訟で、CIT は 5 月 28 日、連邦議会は大統領に輸入を規制する無制限の権限を与えることを意図していないなどとして、IEEPA に基づく各種追加関税は違法との判断を下している。

なお、トランプ政権による各種追加関税に関する訴訟を含め、同政権の行政措置などに対する訴訟については、The Lawfare Institute³¹や Just Security³²などの民間団体がその全体像をモニターし、公表している。

V. 課題や問題点

A. 大統領の権限との整合性

米国の合衆国憲法は、連邦議会に外国との通商を規制し、輸入関税を賦課し、歳入を確保（すなわち課税を確保）する権限を与えているが³³、連邦議会は、さまざまな立法により、特定の条件が満たされる場合に、輸入品に対する関税を賦課する権限を大統領が行使することを認めている。また連邦裁判所は、議会が関税賦課の権限を大統領に委譲する特定の法律が憲法に違反するものではないか否か、また大統領が、議会から特定の法律により移譲された関税賦課の権限を乱用していないか、司法判断を下してきている。

連邦議会が大統領に対し、関税賦課の権限を、一定の諸条件を付し、明示的に委譲している主要な法律としては、上述の 232 条、301 条などが挙げられるが、IEEPA では、大統領に輸入を「規制（regulate）」または「禁止（prohibit）」する権限を与えているもの

²⁶ <https://aflcio.org/press/releases/afl-cio-president-tariff-announcement>

²⁷ https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2025/04/FILE_8502.pdf

<https://www.gov.ca.gov/2025/04/16/governor-newsom-files-lawsuit-to-end-president-trumps-tariffs/>

²⁸ <https://www.gov.ca.gov/2025/04/16/governor-newsom-files-lawsuit-to-end-president-trumps-tariffs/>
https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cand.448087/gov.uscourts.cand.448087.1.0_2.pdf

²⁹ オレゴン、アリゾナ、コロラド、コネチカット、デラウェア、イリノイ、メイン、ミネソタ、ネバダ、ニューメキシコ、ニューヨークおよびバーモントの 12 州。

³⁰ https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cit.17091/gov.uscourts.cit.17091.2.0_1.pdf

³¹ <https://www.lawfaremedia.org/projects-series/trumps-first-100-days/tracking-trump-administration-litigation>

³² <https://www.justsecurity.org/107087/tracker-litigation-legal-challenges-trump-administration/>

³³ U.S. Const. art. I, § 8.

の、関税を賦課する権限については、明示的に規定していない。この側面を捉え、一部の関係者は、IEEPAは大統領に関税賦課の権限を与えるものではなく、IEEPAに関税賦課の根拠法とし特定国を対象に賦課されている追加関税や、相互関税は、大統領の越権行為であり、違法で無効であるとの主張を展開し、上述の IV.C. のとおり、訴訟を提起している。

B. WTO との整合性

WTO 協定は、国際貿易に市場経済原則を浸透させ、貿易障壁の軽減を目指し、「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、および国際貿易関係における差別待遇を廃止する」³⁴ ために締結されている。WTO 協定の一部となっている「1994 年の関税および貿易に関する一般協定」（「1994 年 GATT」）は、このような WTO 協定の基本原則を具体化するために、最恵国待遇原則（第 1 条）³⁵や、内国民待遇原則（第 3 条）³⁶を規定し、加盟国がこれらの原則に従うことを義務付けている。さらに、加盟国が、特定の関税率（「WTO 協定税率」または「譲許税率」）よりも高い税率を課すことは、一般に認められていない。これらの原則の例外として、一般的例外条項（第 20 条）や安全保障のための例外条項（第 21 条）が規定されている。WTO 協定の「紛争解決に関わる規則および手続きに関する了解」（以下 DSU）では、WTO 協定に関し加盟国間で紛争が生じた場合、加盟国が一方的な貿易制裁措置を発動することが禁止され、DSU で定められた手続きに従うことが義務付けられている。

上述のトランプ政権による関税賦課は、米国の国家安全保障などを理由に、米国が他の全ての WTO 加盟国からの輸入品に対し、譲許税率を超える追加関税を一方的に賦課するものであることから、WTO 協定の上記の諸規定との整合性が問題となる。

中国は、上述の WTO 協定の枠組みを踏まえ、トランプ政権が 4 月 2 日に発表した相互関税などが、1994 年 GATT 第 1 条、第 2 条やその他の WTO 協定の規定に違反すると主張し、DSU などに基づき、4 月 8 日、米国に対し 2 国間協議を求める通知を行った。³⁷ これにより、米中両国は、今後 2 国間協議を通じて紛争の解決を試みることになるが、2 国間協議を通じて紛争が解決されない場合には、紛争解決機関（DSB）にパネル（小委員会）設置を要請し、パネルが紛争を調査・判断する。DSU の規定上、パネル報告に対して、上級委員会が審理を行い、最終的な解決が図られることになる。しかし、上級委員会委員の任命、再任を米国が控えていることから、審理に必要な 3 人の委員に欠員が生じ、上級委員会は現時点で機能停止の状態となっている。

VI. 日本・日系企業の視点から見た留意点・注意点

A. 追加関税動向のモニター体制の強化およびロビイング

トランプ政権により発表されている各種追加関税については、米国内外の民間企業、業界団体、政府関係者など多数の利害関係者がその撤廃、改変、適用免除などを求め、積極的

³⁴ Agreement Establishing the World Trade Organization, April 15, 1995.

³⁵ 1994 年 GATT 第 1 条は、輸出入の際の関税などについて、いずれかの国の産品に与えられる最も有利な待遇を、他の全ての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない旨定めている（Most-Favored-Nation Treatment（MFN 原則））。

³⁶ 1994 年 GATT 第 3 条は、輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与えられる待遇より不利でない待遇を与えなければならない旨義務付けている。

³⁷ https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/dsrfc_08apr25_e.htm
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/L/1567.pdf&Open=True>

なロビイング活動やさまざまなレベルでの政府間交渉を行っている。これらの働きかけに対して、トランプ政権は、ケースバイケースで対応していることから、今後もこれらのロビイング活動や政府間交渉を踏まえ、特定の国や地域からの輸入品の扱いや、特定の産業分野、商品に関連し、追加関税が撤廃されたり、税率変更や適用免除などの措置が随時取られたりしていく可能性がある。

また、トランプ政権が、上記 II で述べた各種追加関税に加えて、米国の安全保障に対する危害防止の観点から、232 条を根拠に、近い将来、医薬品³⁸や民間航空機同部品³⁹などの分野の特定品目についても、追加関税を賦課する可能性もある。

これらの分野の品目の米国への輸入などに直接、もしくは、間接的に関与している在米日系企業は、自らの事業活動に関連する輸入品に対する各種追加関税の動きを把握し、迅速に必要な措置を取れる体制の確立はもとより、自ら、または米国内の共通の利害関係を有する関係者などと連携し、トランプ政権の関係者に対して適切なロビイング活動を展開していくことを検討することが有益と思われる。

B. 法令順守体制の強化

1930 年関税法では、詐欺、重過失、もしくは過失により、実質的に虚偽の文書（電子データ、情報を含む）の提出や説明などを行い、または、重要な情報の省略により、商品を米国に輸入・通関することが禁止されている。⁴⁰

また、連邦政府機関に対する不正な請求、支払うべき金銭の過少、または無申告の防止を目的とする虚偽請求防止法（False Claims Act、以下「FCA」）⁴¹では、連邦政府機関に対して、承知しつつ（**knowingly**）⁴²虚偽の請求を行うこと、連邦政府に対する支払い義務などに関する虚偽の書類提出や説明などを行うこと、これらの虚偽請求や説明を支援などする行為が禁止されている。FCA では、違反の疑いのある行為について、連邦政府機関自体による捜査や訴訟提起に加え、第三者の立場にある者（「告発者」）にも、違反者を被告として（被告には秘匿されたかたちで）提訴する権限が与えられている。司法省が告発者の訴訟を引き取り、被告から金銭の支払いを得た場合、告発者は一般に、支払い額の 15～25% までの報奨金が得られる。

トランプ政権による各種追加関税により、輸入品に対する関税率が大幅に上昇し、関税収入の増加が期待されている。同時に、同政権は、連邦政府の組織改革・規模縮小を目指し、政府効率化省（DOGE）の主導による連邦機関の人員整理に向けた取り組みを続けて

³⁸ <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/05/fact-sheet-president-donald-j-trump-announces-actions-to-reduce-regulatory-barriers-to-domestic-pharmaceutical-manufacturing/>
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/05/regulatory-relief-to-promote-domestic-production-of-critical-medicines/>
<https://www.whitehouse.gov/articles/2025/05/president-trump-is-bringing-drug-manufacturing-back/>
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-16/pdf/2025-06587.pdf>

³⁹ <https://public-inspection.federalregister.gov/2025-08500.pdf>

⁴⁰ 19 U.S.C. § 1592.

⁴¹ 31 U.S.C. §§ 3729-3733.

⁴² 「承知しつつ」とは、虚偽であることを実際に認識している場合のみならず、虚偽であるか否かについて無視するほか、意図的に注意を払わない場合なども含まれる。

いる。⁴³ 司法省高官は、限られた連邦政府の人員により、関税法の執行を厳格に行い、関税収入を確保する一環として、FCA を活用していく方針を明らかにしている。⁴⁴

こうした状況を踏まえ、外国産品の米国への輸入、通関業務などに関与する日本企業、在米日系企業は、米政府機関に提出する輸入品に関し、その原産地、関税分類、貨物申告価額、その他の認証・宣誓内容が正確に事実を反映するものであるかを確認する法令順守体制の確立が、リスク管理上望ましい。

C. 契約上の権利義務の確認

企業は、追加関税による急激な関税率の上昇に鑑み、既存の契約に基づく現在および将来にわたる取引を今後とも継続していくことが、商業上合理的かどうかについて、再検討を迫られている。既存の契約内容によっては、今回のような急激な関税の引き上げに対し、「不可抗力」条項を適用し、いずれかの当事者による履行義務の停止や契約終了を認める場合もあり得る。関税率の変化に対応した対象商品の価格変更に対して、何らかの制限や制約を課されている場合もあり得る。さらには、契約の対象となっている商品に関し、その原産地や、価格、品質、使用部品の原産地等について、当事者に特定の証明や認証を義務付けている契約などもあり得る。

トランプ政権が推進している各種追加関税の賦課については、企業側の利益確保、損失防止、サプライチェーンの安定化、その他のリスク管理のため、自らが、既存契約上のさまざまな規定を活用し得るのか否か、また、契約の相手側が、既存契約の条項に基づき、何らかの措置を講じてくることにより、自社が直面することとなるリスクがないなどの側面についても、あらかじめ検討しておくことが有益と思われる。

以上

⁴³ Executive Order No. 14210 of February 11, 2025, Implementing the President's "Department of Government Efficiency" Workforce Optimization Initiative. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-14/pdf/2025-02762.pdf>

⁴⁴ マイケル・グラNSTON司法次官補代理のワシントンで開催された会議（Annual Qui Tam Conference）における発言（2025年2月20日）。

トランプ第2次政権発足以降公表された追加関税などに関連する各種行政措置など
(時系列順)

公表日 (2025 年)	措置	対象国・地域		発効日 (2025 年)	根拠法令・留意点など
		対象製品	関税率		
1 月 20 日	大統領就任演説： 関税賦課、関税など外国からの歳入を徴収する「外国歳入庁」(External Revenue Service、ERS) 設立を宣言。	—		ERS 設立日未定	ERS 設立について、既存組織たる税関・国境警備局 (CBP) との重複が指摘されており、組織の形態次第で議会での立法が必要となる。
1 月 20 日	Presidential Memorandum: “America First Trade Policy” 複数の政府機関に対し、各貿易関連問題についての調査や施策の提案を行うよう指示。	—		—	—
1 月 20 日	Proclamation 10886: Declaring a National Emergency at the Southern Border of the United States	メキシコ			
2 月 1 日	Executive Order 14193: Imposing Duties To Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Northern Border (発効日 2 月 4 日) ▪ 2 月 3 日 Executive Order 14197: Executive Order 14193 で規定した追加関税発効日を 2 月 4 日から 3 月 4 日に延期。 ▪ 3 月 6 日 Executive Order 14231: 3 月 7 日から、カリ肥料 (ポタッシュ) の関税率を 25% から 10% を引き下げ、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) 原産地規則を満たす製品を対象から除外。 ▪ 4 月 29 日 Executive Order 14289: 対象追加関税措置の累積を停止。	カナダ		3 月 4 日 (一部 3 月 7 日)	▪ カナダから米国への合成麻薬流入などへの対抗措置 ▪ 関税賦課根拠法：IEEPA ▪ Executive Order (以下「EO」) での主な引用法：IEEPA、NEA、Section 604 of the Trade Act of 1974、Section 301 of Title 3, United States Code.
		USMCA	0%		
		エネルギー・同資源	10%		
		カリ肥料	10%		
		その他製品	25%		
2 月 1 日	Executive Order 14194: Imposing Duties To Address the Situation at Our Southern Border ▪ 2 月 3 日	メキシコ		3 月 4 日 (一部 3 月 7 日)	▪ メキシコから米国への合成麻薬流入などへの対抗措置 ▪ 関税賦課根拠法：IEEPA ▪ EO での主な引用法：IEEPA、NEA、Section
		USMCA	0%		

	<u>Executive Order 14198:</u> Executive Order 14194 の発効日を 2 月 4 日から 3 月 4 日に延期。 3 月 6 日 <u>Executive Order 14232:</u> 3 月 7 日から、カリ肥料への関税率を 25% から 10% に引き下げ、USMCA 原産地規則を満たす製品を対象から除外。 4 月 29 日 <u>Executive Order 14289:</u> 対象追加関税措置の累積を停止。	カリ	10%		604 of the Trade Act of 1974、Section 301 of Title 3, United States Code.
		その他製品	25%		
2 月 1 日	<u>Executive Order 14195:</u> Imposing Duties To Address the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China 3 月 3 日 <u>Executive Order 14228:</u> Executive Order 14195 で 10% に規定されていた追加関税率を 20% に引き上げ。 4 月 2 日 <u>Executive Order 14256:</u> 5 月 2 日から、デミニミスルール⁴⁵の適用を停止。	中国		2 月 4 日	- 中国から米国への合成麻薬流入、中国が適切な措置を講じていないことなどへの対抗措置 - 関税賦課根拠法：IEEPA - EO での主な引用法：IEEPA、NEA、Section 604 of the Trade Act of 1974、Section 301 of Title 3, United States Code.
		全製品	20%		
2 月 3 日	<u>Executive Order 14197:</u> Progress on the Situation at Our Northern Border	カナダ			カナダから米国への合成麻薬流入などへの対抗措置として取られた 2 月 1 日の EO 14193 で規定したカナダに対する追加関税発効日を 2 月 4 日から 3 月 4 日に延期。
2 月 3 日	<u>Executive Order 14198:</u> Progress on the Situation at Our Southern Border	メキシコ			メキシコから米国への合成麻薬流入などへの対抗措置として取られた 2 月 1 日の EO 14194 で規定したメキシコに対する追加関税発効日を 2 月 4 日から 3 月 4 日に延期。
2 月 10 日	<u>Proclamation 10895:</u> Adjusting Imports of Aluminum Into the United States 4 月 29 日 <u>Executive Order 14289:</u>	全世界		3 月 12 日	- 関税賦課根拠法：Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962 - Proclamation での主な引用法：Section 301 of Title 3,
		アルミニウム	25%		

⁴⁵ 1930 年関税法 321 条で規定されている、少額貨物（輸入申告額 800 ドル以下）に対して関税支払いなどを免除する制度。19 U.S.C. §1321(a)(2)(C).

	対象追加関税措置の累積を停止。				United States Code、Section 604 of the Trade Act of 1974、Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962.
2月10日	<u>Proclamation 10896:</u> Adjusting Imports of Steel Into the United States 4月29日 <u>Executive Order 14289:</u> 対象追加関税措置の累積を停止。	全世界		3月12日	- 関税賦課根拠法：Section 232 - Proclamation での主な引用法：Section 301 of Title 3, United States Code、Section 604 of the Trade Act of 1974、Section 232
		鉄鋼	25%		
2月13日	<u>Presidential Memorandum:</u> “Reciprocal Trade and Tariffs”	全世界			米国の貿易相手国の非互恵的な貿易慣行と貿易赤字の関連性について調査・検討をするよう関係省庁に指示。
3月3日	<u>Executive Order 14228:</u> Further Amendment to Duties Addressing the Synthetic Opioid Supply Chain in the People’s Republic of China	中国			EO 14195 で 10%に規定されていた対中追加関税率を 20%に引き上げ。
3月6日	<u>Executive Order 14231:</u> Amendment to Duties to Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Northern Border	カナダ			EO 14193 で規定したカナダに対する追加関税について、カリ肥料（ポタッシュ）の関税率を当初の 25% から 10%に引き下げ、USMCA 原産地規則を満たす製品を対象から除外。
3月6日	<u>Executive Order 14232:</u> Amendment to Duties to Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Southern Border	メキシコ			EO 14194 で規定したメキシコに対する追加関税において、カリ肥料への関税率を当初の 25%から 10%に引き下げ、USMCA 原産地規則を満たす製品を対象から除外。
3月24日	<u>Executive Order 14245:</u> Imposing Tariffs on Countries Importing Venezuelan Oil	ベネズエラ産 石油・ガス購入国		4月2日	- 関税賦課根拠法：IEEPA、Section 232、Section 301 他に基づき、追加関税 - EO での主な引用法：IEEPA、NEA、Section 301 of Title 3, United States Code.
		全製品	25%		
3月26日	<u>Proclamation 10908:</u> Adjusting Imports of Automobiles and Automobile Parts Into the United States 4月29日 <u>Executive Order 14289:</u>	全世界		自動車： 4月3日 自動車部品： 5月3日	USMCA の原産地規則を満たす自動車部品については EO 14231（カナダ）、EO 14232（メキシコ）を参照。
		自動車	25%		
		自動車部品	25%		

	対象追加関税措置の累積を停止。				- 関税賦課根拠法：Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962. - EO での主な引用法：Section 301 of Title 3, United States Code、Section 604 of the Trade Act of 1974、Section 232.
4 月 2 日	Executive Order 14256: Further Amendment to Duties Addressing the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China as Applied to Low-Value Imports	中国		5 月 2 日	中国原産の輸入製品に対するデミニミスルールの適用を停止。
4 月 2 日	Executive Order 14257: Regulating Imports With a Reciprocal Tariff To Rectify Trade Practices That Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits 4 月 8 日 Executive Order 14259: 中国が全ての米国産品に対し 34%の報復追加関税を賦課したことを受け、4 月 9 日から、中国に対する相互関税を 34%から 84%に引き上げ。 4 月 9 日 Executive Order 14266: 4 月 10 日から、中国に対する相互関税を 84%から 125%に引き上げ。 また、中国を除く、国・地域ごとの 10%を超える相互関税発効日を 4 月 9 日から 7 月 9 日に変更。 5 月 12 日 Executive Order: EO 14259 および EO14266 で引き上げられた対中相互関税の増加分を取り消し、また、EO 14257 の対中相互関税 34%のうち 24%分の賦課を停止することにより、5 月 14 日から 90 日間（8 月 11 日まで）、実質的に 10%に変更。	全世界		4 月 5 日 （国・地域別の相互関税は 7 月 9 日予定）	- 全ての国・地域に一律 10%の相互関税。ただし、EO 14257 ANNEX I で、国・地域ごとの異なる相互関税が設定されている国・地域は、それに従う。例えば、日本に対する相互関税は 24%、EU は 20%と、より高い相互関税が課される。 - 関税賦課根拠法：IEEPA - EO での主な引用法：IEEPA、NEA、Section 604 of the Trade Act of 1974、Section 301 of Title 3, United States Code.
		全製品	10%		

4 月 8 日	<u>Executive Order 14259:</u> Amendment to Reciprocal Tariffs and Updated Duties as Applied to Low-Value Imports From the People's Republic of China	中国			EO14257 の ANNEX I で中国に対し 34% の追加相互関税が課されたことに対し、中国が全ての米国産品に 34% の報復追加関税を賦課したことを受け、4 月 9 日から、中国に対する相互関税を 34% から 84% に引き上げ。
4 月 9 日	<u>Executive Order 14266:</u> Modifying Reciprocal Tariff Rates To Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment	全世界、中国			4 月 10 日から、中国に対する相互関税を 84% から 125% に引き上げ。 - 中国を除く、国・地域ごとの 10% を超える相互関税発効日を当初の 4 月 9 日から 90 日延長し、7 月 9 日に変更。
4 月 29 日	<u>Executive Order 14289:</u> Addressing Certain Tariffs on Imported Articles	全世界			対象追加関税措置の累積を停止。
5 月 12 日	<u>Executive Order:</u> Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Discussions with the People's Republic of China	中国			5 月 10～11 日にスイス・ジュネーブで行われた米中閣僚級協議の成果を踏まえ、EO 14259 および EO14266 で引き上げられた 対中相互関税を増加分（91%）を取り消すとともに、EO14257 の Annex I で 34% とされていた対中相互関税のうち 24% 分の賦課を 90 日間（8 月 11 日まで）停止し、実質的に 10% とする旨規定。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250012>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp